

■ 墓地霊園

市営墓地・霊園使用者の方で次に該当するときは、市の許可や届出が必要となります。

- ・埋葬するとき（墓石に焼骨を納める）
- ・改葬するとき（焼骨を別の墓地や納骨堂へ移す場合）
- ・墓石などの建立・改修・解体など工事を行うとき
- ・墓地を使用しなくなって、返還するとき
- ・使用権者が亡くなったとき
- ・使用権者の住所氏名などが変更になったとき

●赤平霊園及び第二霊園の新規使用申込み

申込期間 毎年4月1日から10月31日まで

1. 使用者の資格

- 市区域内に親族を有するもの
- 市区域内にある墳墓を改葬しようとする者
- 本市に本籍を有する者

2. 使用の制限

- 霊園の使用は、使用者は一人につき一区画とする

3. 墓所の利用

- 墓所数には限りがありますので、使用許可後3年以内に墓碑を建ててください。焼骨の埋蔵に限ります。

■ し尿のくみ取り

し尿のくみ取りは、指定業者へお申し込みください。

指定業者（有）織田商事 電話 32-2948

■ 蜂の巣駆除

市では、私有地にあるスズメバチの巣などの駆除を行っていません。

スズメバチ等の害虫が発生したときは、建物または土地の所有者が責任を持って駆除してください。

また駆除できない場合は、専門業者に依頼してください。

■ 犬の登録と予防注射

- ・飼い犬（生後91日以上）は、狂犬病予防法により生涯に一度畜犬登録をしなければなりません。
- ・狂犬病の予防注射は、毎年1回受けなければなりません。
- ・市では、毎年5月に地域を巡回して狂犬病予防注射と新規登録手続きを実施しています。この機会に受けられない場合、予防注射は動物病院で、新規登録は市役所環境交通係で、それぞれ随時受付しております。

●登録を済ませていても、次の場合には届出が必要となります。

- ・犬が死亡したとき
- ・犬を飼っている所在地が変わったとき
- ・飼主の住所や氏名が変わったとき
- ・人に危害を加えたとき

